

特定福祉用具販売サービス 運営規程

特定介護予防福祉用具販売サービス

1 特定福祉用具販売および特定介護予防福祉用具販売の目的

要支援又は要介護状態にあるご利用者に対し、介護保険法で定める特定福祉用具および特定介護予防福祉用具を提供し、ご利用者がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅に於いて自立した生活を営むことができるよう、又、ご利用者の家族等の負担軽減を図れるよう支援します。

2 運営の方針

事業所は、特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売を含む）の事業（以下「事業」という）の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して常に要介護者や要支援者の立場に立ったサービスの提供を務めるものとする。

- ・ 事業の実施に当たっては、地域の結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者や地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ・ 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年 1 月 9 日京都市条例第 39 号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」等に定める内容を尊重し、事業を実施する。

3 会社概要

- 法人名称 : 株式会社 ユウコム
- 所在地 : 京都市右京区西京極南大入町 86 番地 2
- 電話番号 : 0 7 5 - 3 2 1 - 8 9 6 0
- 代表者氏名 : 菱田 敏子
- 実施サービス : 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売
住宅改修、訪問介護

4 特定福祉用具および特定介護予防福祉用具を提供する事業所（以下、「サービス事業所」とします）

● サービス事業所の概要

サービス事業所の名称	ユウコム（株式会社 ユウコム）
所在地	京都市右京区西京極南大入町 76 番地 3
電話番号	0 7 5 - 3 2 1 - 8 9 6 0
指定事業所番号	2 6 7 0 7 0 2 6 7 5
実施サービス	特定福祉用具販売および特定介護予防福祉用具販売
サービス提供地域	京都市、枚方市、交野市、寝屋川市

●営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前9時30分～午後6時30分
休業日	土曜日、日曜日、祝祭日、8月14日～16日、12月30日～1月3日

5 サービス従事者

サービス従事者とは、ご利用者に特定福祉用具及び特定予防介護福祉用具を販売する株式会社ユウコム職員であり、主として専門相談員が該当します。

職員体制	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	福祉用具専門相談員等	1名		1名	職員の管理及び相談等
専門相談員	福祉用具専門相談員等	2名以上		2名以上	販売相談、給付管理業務

6 主となるサービス内容

- ・ 介護保険法で定める特定福祉用具および特定予防介護福祉用具販売のサービス内容に限られます。
- ・ ご利用者の自立支援の為に必要な特定福祉用具及び特定予防介護福祉用具を販売します。
- ・ 販売にあたりましては、ご利用者の心身の状況・要望・住宅環境などを考慮し、福祉用具サービス計画書を作成、交付すると共に専門相談員が適切な特定福祉用具・特定予防介護福祉用具の選択と援助、調整などを行います。
- ・ 販売できる特定福祉用具及び特定予防介護福祉用具は、介護保険法で定める特定福祉用具及び特定予防介護福祉用具の対象種目に限られます。

●介護保険法で定める特定福祉用具販売及び特定予防介護福祉用具販売の対象種目

①腰掛便座	⑥排泄予測支援機器
②自動排泄処理装置の交換部品	⑦スロープ
③入浴補助用具	⑧歩行器
④簡易浴槽	⑨歩行補助つえ
⑤移動式リフトの吊具	

※ ⑦⑧⑨の一部の商品が貸与と販売の選択制となっています。詳細は担当者にお尋ねください。

7 利用料

●販売料金

株式会社ユウコムが定める特定福祉用具及び特定予防介護福祉用具の販売価格は販売用カタログに掲載されている価格となります。また、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものと致します。

8 サービス相談窓口及び苦情受付窓口

サービスの提供に係る利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な処置を講じるものとする。

・ 苦情受付相談窓口

電話番号	075-321-8960 (担当 伊藤美樹)
受付時間	営業日の午前9時30分～午後6時30分

- ・事業所は、提供したサービスに関し、国又は地方公共団体が行う調査に協力するとともに、国または地方公共団体から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- ・事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して京都市や当該市町村等の調査に協力するとともに、京都市や当該市町村等からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

9 緊急時等における対応方法

従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等、必要な処置を講じるものとする。

- ・サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市や当該市町村、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。
- ・事業所は事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- ・利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

12 個人情報の保護

- ・事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切に取り扱うものとする。
- ・事業所が取り扱う利用者及び家族などの個人情報については、介護サービス提供以外の目的には原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族などの個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

14 その他運営についての留意事項

事業所は従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

採用時研修：採用後 6 カ月以内

継続研修：年 5 回以上

従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった場合においても、これら秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

事業所は、福祉用具貸与に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、株式会社ユウコムと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行